

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針
～当面5年間（令和元年度～令和5年度）の考え方～

本町の森林面積は53,203ヘクタールで、総面積の約76%を占めており、その内町有林は約2,894ヘクタール、私有林は2,959ヘクタールあります。町では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や北海道の森林整備事業予算や町単独予算などにより森林の整備を進めてきました。しかしながら、森林所有者の高齢化や採算性の悪化による経営意欲の低下などから、整備が行き届かない森林の増加や伐採後の造林が進まないことが懸念されています。このため、本町では国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林整備やその促進に繋がる取組を計画的かつ効果的に進めてまいります。

1. 森林整備の推進

カラマツ等の人工林の皆伐が進む一方、再生林が追い付かない傾向にあります。伐採後の確実な造林による伐採跡地の解消、資源の平準化を進めるため、森林所有者の再生林及びその後の森林整備に係る費用を低減することに取り組みます。

2. 林業事業体の経営体質強化

森林整備の中心的な担い手や雇用の受け皿として重要な役割を担う林業事業体の経営基盤の強化、組織体制の充実や経営合理化等に対する取り組みに対して支援を行います。

3. 普及啓発

地球温暖化防止・温室効果ガスの吸収など森林の果たす公益的役割や、森林整備の必要性、地域資源への理解や愛着を育むことを目的とした木育活動を推進します。